平成２４年（フ）第１６８３号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番13―501号
債務者　大野　一也
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１０５号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目７番１号　八千代ハイツ302号
債務者　大昭精機こと　宮本　政昭
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２１号
大阪市旭区太子橋１丁目４番８―302号、前住所大阪市旭区太子橋１丁目９番27号　茶本方
債務者　清川　　治
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２８号
大阪市西区南堀江１丁目19番25―405号
債務者　山中　佳代
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４９号
大阪府守口市藤田町３丁目40番21号
債務者　吉岡梨香枝（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４１号
大阪府茨木市豊川２丁目15番35号
債務者　國本　友明
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５４号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目10番10号　アンソレイエ801号
債務者　尾上　知子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６５号
大阪府守口市藤田町１丁目45番２号
債務者　田中　末雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８１号
大阪市生野区林寺２丁目11番３号パレス林寺101
債務者　森山順香こと　李　　順香
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２４号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―106号
債務者　元澤すえ子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１２号
大阪府八尾市黒谷２丁目146番地
債務者　山中　　清
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２０号
大阪市鶴見区今津中３丁目８番25号
債務者　前原美智子（旧姓小松原）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５２４号
大阪市生野区舎利寺２丁目12番20―1002号
債務者　松田　勝男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３０号
大阪市東淀川区上新庄２丁目20番45号　ハイツサンロード301号
債務者　権堂　憲善
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０６６号
神戸市長田区西山町３丁目10番12号
債務者　徳山八重子（旧姓李）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６号
神戸市灘区灘北通８丁目２番１―935号
債務者　金甫こと　権　　甫
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０１号
兵庫県三木市志染町窟屋646番地の２
債務者　寺本　重紀
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４８号
神戸市中央区山本通１丁目７番15―307号、住民票上の住所神戸市中央区琴ノ緒町５丁目２番２号　401
債務者　平賀こと　柴原　安利
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部